

平成28年度税制改正について (法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)

1. 法人事業税（外形標準課税対象法人）

(1) 法人事業税・地方法人特別税（外形標準課税適用法人）の税率改正
平成28年4月1日以後に開始する事業年度の税率について、外形標準課税対象法人の法人事業税、地方法人特別税の税率が改正されました。

区分		税率		
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、平成31年9月30日以前に開始する事業年度	
法人事業税				
外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人)	所得割	400万円以下の所得	1.6%	0.3%
		400万円超	2.3%	0.5%
		800万円以下の所得	3.1%	0.7%
		800万円超の所得	3.1%	0.7%
	付加価値割	0.72%	1.2%	
	資本割	0.3%	0.5%	
地方法人特別税				
外形標準課税対象法人の所得割額		93.5%	414.2%	

(2) 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

平成27年度税制改正における負担軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充されました。

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下（付加価値額40億円未満）の法人について、負担増となった税額の一部を軽減します。

<要件>

- 調整後付加価値額※1 < 40億円
- 平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度の場合
平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額※2 < 基準法人事業税額※3

平成28年4月1日以後、平成31年3月31日以前に開始する事業年度の場合
平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額※2 < 基準法人事業税額※3

※1 調整後付加価値額

付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数（1月に満たない場合は1月とする）

※2 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得（関係都道府県に分割された後の金額、1,000円未満切り捨て）に、それぞれ平成27年3月31日（平成28年3月31日）現在の規定による税率を乗じた金額（100円未満切り捨て）の合計額

※3 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

<控除額の計算>

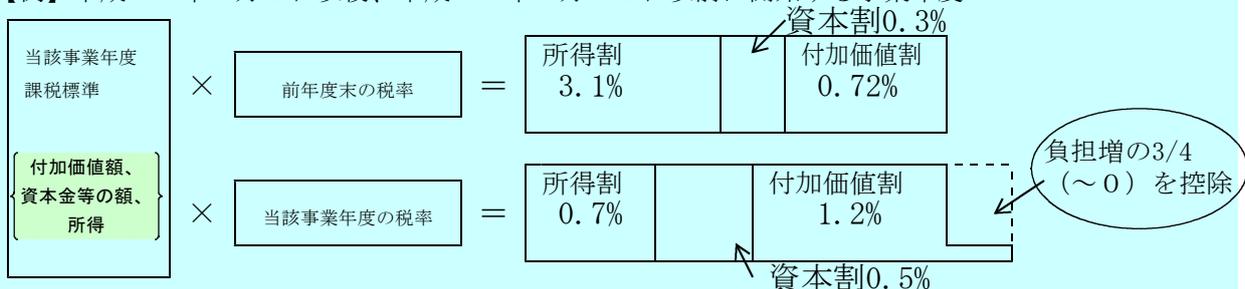
調整後付加価値額	控除額※4
30億円以下	(※3 - ※2) × X ※5
30億円超 40億円未満	(※3 - ※2) × X ※5 × $\frac{(40\text{億円} - \text{調整後付加価値額})}{10\text{億円}}$

※4 : 100円未満切上げ

※5 Xの割合

下記期間に開始する事業年度	X
平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前	1/2
平成28年4月1日以後、平成29年3月31日以前	3/4
平成29年4月1日以後、平成30年3月31日以前	1/2
平成30年4月1日以後、平成31年3月31日以前	1/4

【例】平成28年4月1日以後、平成29年3月31日以前に開始する事業年度



2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額及び法人税額から控除する制度が設けられました。概要は次のとおりです。

<要件>

- 青色申告書の提出が承認されている法人であること
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う、地方創生を推進する一定の事業に対して寄附金を支出したこと

※ 地域再生法の認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が対象

<控除額の計算>

- 控除額
 - ・法人事業税 寄附金額の10%
 - ・法人住民税 寄附金額の20%（道府県分5%、市町村分15%※）
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度は道府県分2.9%、市町村分17.1%
 - ・寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附金額の10%が限度）
- 控除上限額
 - ・法人事業税 法人事業税額の20%（平成31年10月1日以後に開始する事業年度は15%）
 - ・法人住民税 法人住民税法人税割額の20%
 - ・法人税 法人税額の5%

<留意事項>

- 寄附金額が10万円未満の場合には、税額控除の対象となりません。
- 主たる事務所が所在する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- 東京都、23区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、各都道府県又は各市町村ごとの控除税額を按分します。
法人事業税：課税標準の分割基準をもとに按分
法人住民税：課税標準の分割基準をもとに按分
- 市町村民税法人税割については各市町村の税担当課へお問い合わせください。

3. その他の改正事項

- 地方法人特別税の廃止
平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され、全額法人事業税に還元されます。
- 法人県民税法人税割
平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割の税率が引き下げられます。

区 分		平成31年10月1日以後に開始する事業年度分	
法人事業税	電気供給業・ガス供給業・保険業	収入金額 1.3%	
	特別法人	所得：年400万円以下の所得	5.0%
		所得：年400万円超の所得	6.6%
		割：軽減税率不適用法人の所得	6.6%
	外形標準課税対象法人	所得：年400万円以下の所得	1.9%
		所得：年400万円超800万円以下の所得	2.7%
		所得：年800万円超の所得	3.6%
		割：軽減税率不適用法人の所得	3.6%
		付加価値額	1.2%
		資本金等の額	0.5%
その他の法人	所得：年400万円以下の所得	5.0%	
	所得：年400万円超800万円以下の所得	7.3%	
	所得：年800万円超の所得	9.6%	
	割：軽減税率不適用法人の所得	9.6%	
地方法人特別税		廃止	
法人県民税法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	1.8%	
	上記以外の法人	1.0%	